

1 傷害共済の主な仕組み

(1) 共済の仕組み

傷害共済は災害により被共済者が死亡・入院などをされたときに共済金をお支払いする共済です。共済金が支払われる事故の種類は、ご契約いただく傷害種類に応じて次のとおりとなります。

種類	概要
普通傷害共済	交通事故をはじめ、日常生活の中における不慮の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
農作業中傷害共済 (農作業中傷害特約付傷害共済)	農作業中の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
就業中傷害共済 (就業中傷害特約付傷害共済)	就業中におきた事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
旅行傷害共済 (旅行傷害特約付傷害共済)	日本国内における旅行中の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
学校管理下外傷害共済 (学校管理下外傷害特約付傷害共済)	学校などの管理下でない間に事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
臨時作業傷害共済 (臨時作業傷害特約付傷害共済)	ご契約いただく所定の共同作業に従事する方などが、その作業に従事している間の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
イベント傷害共済 (イベント傷害特約付傷害共済)	ご契約いただく所定のイベントに参加される方が、そのイベントの開催中の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
福祉事業就業中傷害共済 (福祉事業就業中傷害特約付傷害共済)	ご契約いただく所定の福祉事業に就業中の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。
福祉事業利用者傷害共済 (福祉事業利用者傷害特約付傷害共済)	ご契約いただく所定の福祉事業をご利用中の事故で死亡されたり負傷されたとき、共済金をお支払いします。

※詳細は約款をご参照ください。

(2) 保障内容

保障内容は、共済証書または傷害共済加入票に記載されたご加入の型および共済金額(ご契約金額)により内容が異なりますので、ご契約内容をお確かめください。

■型別の保障内容は次のとおりです。

型	保障内容
A型	死亡、後遺障害、重度後遺障害費用、部位・症状別治療
B型	死亡、後遺障害、重度後遺障害費用

(3) 共済金のお支払条件とお支払額

共済期間中に発生した災害を直接の原因として、被共済者が次の表の「お支払条件」に該当されたときに共済金をお支払いします。

共済金の種類	お支払条件	お支払額
死亡共済金	災害を受けた日以後200日以内に死亡されたとき	死亡共済金額と同額
後遺障害共済金	災害を受けた日以後200日以内に約款別表2[後遺障害等級表]にかける後遺障害の状態になられたとき	死亡共済金額 × 支払割合 (支払割合は後遺障害の状態により約款別表2[後遺障害等級表]に定める第1級(100%)～第10級(5%)によります。)
重度後遺障害費用共済金	災害を受けた日以後200日以内に約款別表3[重度後遺障害等級表]にかける重度後遺障害の状態になられたとき(ただし、災害を受けた日以後30日以内に死亡された場合を除きます。)	死亡共済金額 × 支払割合 (支払割合は約款別表3[重度後遺障害等級表]に定める重度後遺障害の状態によりA級(20%)またはB級(10%)となります。)
部位・症状別治療共済金	①災害を受けた日以後200日以内に入院されたとき、または入院されない場合で、5日以上通院をされたとき ②①に該当しない場合で災害を受けた日以後200日以内に、5日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき	部位・症状別治療共済金額 × 災害を受けた部位およびその症状に対する「部位・症状別支払倍率表」の倍率 例) 頭を打撲したとき、 「部位：頭部、症状：打撲」→「5倍」 腕を骨折したとき、 「部位：上肢、症状：骨折」→「35倍」 足を骨折したとき、 「部位：下肢、症状：骨折」→「65倍」 部位・症状別治療共済金額 × 2

※詳細は約款「別紙 部位・症状別支払倍率表」をご参照ください。

死亡共済金の受取人は被共済者の法定相続人となります。また、その他の共済金の受取人は被共済者本人となります。(ただし、いずれの共済金も、共済契約者が被共済者の同意を得て共済金受取人を指定している場合は、その方が共済金受取人になります。)詳細は約款をご参照ください。



●「災害」とは、急激*1かつ偶発*2的な外来*3の事故による被害をいいます。ただし、約款別表5[除外する事故]に該当する事故による被害を除きます。

※1 事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)

※2 事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。(被共済者の故意に基づくものは該当しません。)

※3 事故および傷害の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)